

## いちき串木野市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所 運営規程の概要及びその他の重要事項説明書（令和6年4月～）

### 1 いちき串木野市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という）

事業所名	いちき串木野市地域包括支援センター
代表者名	いちき串木野市長
所在地	いちき串木野市昭和通133番地1
連絡先	0996-33-5644 （サービス提供日および提供時間外） 0996-32-3111
事業所番号	4600500013
サービス提供地域	いちき串木野市

### 2 職員体制

職種	職務内容	員数
管理者	職員の管理及び業務の管理	1名
保健師等	介護予防支援業務	1名以上
事務員	庶務等必要な業務	1名以上

### 3 サービス提供の時間帯

就業日	平日
営業時間帯	8:30～17:15
就業しない日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日～翌1月3日

### 4 サービスの内容

- (1) 介護予防支援
- (2) 介護予防ケアマネジメント
- (3) 要支援認定の申請代行

### 5 要支援認定の申請代行方法

- (1) 介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの開始に際し、利用申込者に係る要支援認定等の有無について確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請等が行われるよう必要な援助を行います。
- (2) 要支援認定の更新の申請については、利用者が受けている要支援認定有効期間の満了日の30日前までに行うよう、必要な援助を行います。

## 6 サービス利用の流れ（参考）

	予防給付	総合事業	
利用対象の判断	要支援認定、基本チェックリスト該当		
サービスの種類 ※サービスは、基本的なものです。	○介護予防サービス ・介護予防訪問看護 ・介護予防通所リハビリ ・介護予防訪問リハビリ 等	○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス 等	
計画に関する主な流れ	介護予防サービス計画	介護予防ケアマネジメント	
	アセスメント	いちき串木野市（以下市という。）から認定調査結果及び主治医意見書※を入手し、（※介護予防サービス計画のみ）利用者宅等を訪問し、所定のアセスメント事項により利用者及び家族に対しアセスメントを行います。	
	計画作成	アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者との合意に基づき、計画書を作成します。	
	サービス担当者会議	サービス担当者会議の開催等により、計画書について専門的な意見を聴取します。（介護予防ケアマネジメントでは、省略する場合があります。）	
	計画書の交付	計画書を利用者又は家族に説明し、同意を得た後、計画書を交付します。	
	サービスの提供	介護予防サービス事業者等に対し、計画書に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。	
	モニタリング	概ね3か月に1回及び必要に応じて利用者宅等を訪問する等の方法により、計画の実施状況を把握します。	必要に応じて利用者宅等を訪問する等の方法により、評価や計画の実施状況を把握します。
	評価	概ね3か月に1回、計画の達成状況について評価を行います。	
	給付管理	介護保険サービスの利用実績を確認し、必要に応じ、所定の票に記載します。	
介護報酬請求	介護報酬請求に関しては所定の書類を作成し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。		

## 7 計画書作成費用（利用料）

計画書を作成した場合の利用料の額は、国が定める基準を勘案し市が規定するものとし、法定代理受領サービスである時は、利用者から徴収しません。

ただし、保険料の滞納等により事業者が介護保険からサービス利用料に相当する給付を受領できない場合は、下記のサービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。

介護予防支援費及び介護予防マネジメント費	4, 420円/1月あたり
初回加算 新規に介護予防サービス計画を作成しケアマネジメントを行った場合に介護予防支援費、又は介護予防ケアマネジメント費に加算	3, 000円/1回
高齢者虐待防止措置未実施減算 当事業所が虐待防止のための措置を講じていない場合に介護予防支援費、又は介護予防ケアマネジメント費より減額	40円/1月あたり
業務継続計画未作成減算 当事業所が業務継続計画を策定していない場合、又は計画に従い必要な措置を講じていない場合に介護予防支援費、又は介護予防ケアマネジメント支援費より減額 (令和7年4月以降)	40円/1月あたり

## 8 介護予防サービス等費用

### (1) 支給限度額

支給限度額は、厚生労働大臣が定める基準及び市が定める基準によるものとします。

支給限度を超えた額については、全額自己負担となります。

### (2) 自己負担額

支給限度額内の費用については、利用された介護予防サービス費用額の1割又は介護保険法第49条の2及び第59条の2に該当する者（以下「高額所得者」という。）は2割又は3割が自己負担となります。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納があると異なる取り扱いとなります。

又、要介護認定等の結果が出る以前に暫定的にプランを作られ介護予防サービス等を利用した後、要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された介護予防サービス費等は保険給付とはならず、原則的に利用者に全額ご負担いただくこととなります。

(3) 介護保険適用外の費用については、全額自己負担となります。

## 9 保険料の滞納がある場合

保険料を1年以上滞納している方がサービスを利用する場合は、原則として次のような取り扱いになります。

### (1) 介護予防支援費用

利用者は1か月につき、本書面7計画書作成費用を事業所に支払います。事業所から発行されたサービス提供証明書を後日、市役所長寿介護課介護保険係に提出しますと、計画書作成費用の払戻を受けられます。

### (2) 介護予防サービス費用

- ① 1年以上の滞納の場合には、いったんサービス費用全額を支払っていただいた上で、市役所長寿介護課介護保険係で費用の9割及び高額所得者は7～8割の払戻を受けることとなります。
- ② 1年6か月以上の滞納の場合は、保険給付の一部又は全額の支払いを差し止められます。差し止めを行ってもなお、保険料を滞納する場合には、滞納分の保険料の額を給付金額から差し引くことがあります。
- ③ 2年以上の滞納の場合は、その滞納期間に応じた一定期間、保険給付される額がサービスの費用の9割から7割及び高額所得者については8割から7割（7割から6割）に引き下げられます。また、高額介護予防サービス費の支給も受けられなくなります。

## 10 介護予防支援の特徴等

### (1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目的とします。

### (2) 運営方針

- ① 要支援状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏るこ

とのないよう公平中立に行う。

- ④ 事業の運営に当たっては、関係機関及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めるものとする。

#### 1.1 利用者へのお願いと同意依頼

- ① 事業所が交付する計画書及び指定介護予防サービス事業所が交付する個別サービス計画表は、利用者の介護予防に関する重要な書類ですので、介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）作成契約書並びに運営規定の概要及びその他の重要事項説明書と一緒に大切に保管して下さい。
- ② 介護予防支援の利用者が医療機関に入院する場合には、退院後の円滑な在宅生活への移行等に資するため、計画書を作成する担当者氏名・連絡先を入院する医療機関に必ずお知らせください。
- ③ 介護予防支援の計画書作成にあたっては、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を受けることや、計画書に位置付けた指定介護予防サービス事業者等について選定した理由を求めることができます。

#### 1.2 個人情報使用について

##### (1) 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者の介護予防サービスに基づき、指定介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合とする。

##### (2) 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

##### (3) 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が介護予防支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

1.3 サービス内容に関する相談・苦情の連絡先

当事業所相談窓口	いちき串木野市地域包括支援センター 電話 0996-33-5644
いちき串木野市の相談窓口	長寿介護課 介護保険係 電話 0996-33-5673
鹿児島県の相談窓口	くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課 電話 099-286-2111 (代表)
国民健康保険団体連合会	介護相談室 電話 099-213-5122

1.4 事故発生時の対応

当事業所が介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.5 提供するサービス第三者評価の実施状況

あり	なし
----	----